

4 バス案内所・待合所

チェックポイント

- ① 出入口や通路において車いす使用者が通過しやすい幅となっているか
- ② 通行の支障となる段差はないか
- ③ 戸は自動ドアまたは軽い引き戸となっているか
- ④ 受付カウンターは車いす使用者が利用しやすい寸法となっているか
- ⑤ 車いす用休憩スペースがあるか

公共交通移動等円滑化基準

(乗車券等販売所、待合所および案内所)

第16条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち一以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上であること。

ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上であること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ハ ニに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ニ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

2 前項の規定は、待合所および案内所を設ける場合について準用する。

【整備のポイント】

- ・バス案内所・待合所は、あらゆる人が利用することを考慮して、出入口の幅を十分に確保し、段差を設けないようにしましょう。
- ・車いす使用者が遠回りすることのないよう、最も利用される経路からつながる出入口をバリアフリー化するよう配慮しましょう。

【整備の手引き】

出入口の幅

◎車いす使用者の動作に対する余裕を見込み、幅90cm以上とします。

○車いす使用者同士のすれ違いを考慮し幅180cm以上とすることが望まれます。

段差の解消

- ◎ **段差は設けない**ようにします。
- 施工する上で、水処理等やむを得ず多少の段差が生じる場合についても、車いす使用者等の通行の支障にならないようスロープを設ける等の配慮をしましょう。

出入口の戸の構造

- ◎ 車いす使用者の動作の余裕を見込み、出入口の戸の**幅は 90cm 以上**とします。
- ◎ 1つ以上の戸は**自動式の引き戸**とします。
- ◎ 自動ドアは、車いす使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、**感知式とするなど、開閉操作の不要なもの**とします。その場合には、戸の開閉速度は、ある程度速く開き、ゆっくりと閉じる設定のものがよいでしょう。
- ガラス戸など、戸が透明な場合には、**衝突防止のため、見やすい高さに横線や模様などで識別**できるようにします。また、内部と外部が確認できる構造とします。
- ◎ 戸の前後には、車いす 1 台が止まることができるよう **120cm 以上の長さの平らな区間**を設けます。
- 自動ドアでない場合は、車いすからの開閉動作のため車いすが回転できるように、150cm 以上の長さの平らな区間を設けることが望まれます。
- ◎ ドアの下枠や敷居により車いすの通行の支障となる**段差を設けない**ようにします。

床の仕上げ

- ◎ 床面は平らで、濡れても滑りにくい材質とします。

受付カウンター

- 立位で使用するカウンターのほか、車いす利用者が利用しやすい受付カウンターを併設することが望まれます。
- 車いす使用者用カウンターの寸法は、60 ページ「受付台」を参照してください。

休憩スペース

- 待合所・案内所には、車いす利用者が休憩できる空間をなるべく確保するよう配慮しましょう。(車いす 1 台当たり 150 cm×150 cm程度)